

岩手県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定に基づき、衆議院比例代表選出議員選挙において、盛岡市の区域を分けて次のとおり開票区を設けた。

平成20年10月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

開票区の名称	開票区の区域
盛岡市開票区	第1投票区から第75投票区まで
盛岡市玉山区開票区	第76投票区から第89投票区まで